

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊研第27号

令和2年4月10日

警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について（通達）

警察庁におけるDNA型鑑定業務については、「警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について（通達）」（平成27年4月3日付け熊研第33号。）により実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添「警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について（通達）」（令和2年3月31日付け警察庁丙鑑発第2号ほか。）が発出されたことに伴い、同通達に基づき実施することとしたので、各所属にあっては、全職員に対して周知徹底を図り、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。